

令和6年9月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和4年(ワ)第47号 損害賠償請求事件
口頭弁論終結日 令和6年7月8日

判決

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

被告

被告 愛南町

同代表者町長 清水雅文

被告訴訟代理人弁護士 大島博雅

同指定代理人 上田耕平

主文

- 1 被告は、原告に対し、5万円を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを4分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

第1 請求

被告は、原告に対し、20万円を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、被告内に住所を有する原告が、被告に対して、被告おける文書の取扱いをめぐる紛争において、①被告がある文書を違法に廃棄し、また廃棄したことを原告に伝えなかったことが、②また被告が、上記①と別の文書について原告が公文香開示請求をしていたにもかかわらず、従前訴訟の控訴審に至るまで不開示決定を行わなかったことにより、それぞれ原告が憲法12条によって保障されている憲法保持活動を妨害されたと主張して、国家賠償法に基づく損害賠償請求として、慰謝料20万円を求める事案である。

1 前提事実(争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者等

ア 原告は、平成16年頃から被告に居住する者である。(原告本人、1頁)

イ 被告における愛南町議会では、令和元年5月7日から令和3年4月までの間、内倉長蔵(以下「内倉議長」という。)が議長を務めていた。(甲1、弁論の全趣旨)

ウ ……(以下「…議員」という。)は、愛南町議会の議員である。(甲1、弁論の全趣旨)

(2) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、令和2年3月18日、愛南町議会に対し、「令和元年11月8日議会全員協議会で内倉議長が発言した「…議員の発言に対する要望書」(以下「本件要望書」という。))の開示請求を行った。(争いのない事実、甲1)

イ 愛南町議会は、令和2年3月23日、原告に対し、文書不存在を理由として本件要望書を開示しない処分を行った旨の通知をした(以下「本件要望書不開示処分」という。))。(争いのない事実、甲1)

- ウ 原告は、令和2年3月26日、愛南町議会に対し、「宮下議長時代に開催された議員協議会記録、特に議員申し合せ事項資料、随時改正されていると聞くがその変化が分かる分」について、公文書開示請求を行った。(争いのない事実、甲4)
- エ 原告は、令和2年3月28日、上記イの本件要望書不開示処分の取消を求めて松山地方裁判所に行政処分取消請求事件を提起した(松山地方裁判所令和2年(行ウ)第2号。以下「本件取消訴訟」という。)。なお、本件取消訴訟において、愛南町議会は、当初、議長は愛南町情報公開条例の「実施機関」に当たらないなどと主張していた。(争いのない事実、甲1)
- オ 愛南町議会は、令和2年4月7日頃、上記ウのう公文書開示決定通知書を送付した。なお、同開示決定通知書内には、上記クの請求において記載されている「議員申し合せ事項資料」(以下「本件申合せ資料」という。)を開示の対象外とする旨の記載はなされていなかった。(争いのない事実、甲4)
- カ 原告は、令和2年4月9日、前記オに基づく開示文書を確認するために被告へ来庁したところ、被告から本件申合せ資料について開示されず、愛南町議会事務局長がその場で同資料は公文書ではないと説明した(以下「本件口頭説明」という。)。しかし、当時、同資料について、書面での不開示決定はされなかった。
- キ 原告は、令和2年4月22日、本件申合せ資料の開示請求を行ったにもかかわらず、愛南町議会から処分がされていないことについて、松山地方裁判所に公文書開示不作為違法確認請求事件訴訟を提起した(松山地方裁判所令和2年(行ウ)第3号。以下「本件違法確認訴訟」という。)(争いのない事実、甲4)
- ク 愛南町議会は、令和2年4月28日、原告との協議を踏まえて、原告に対し、本件申合せ資料のPDFデータをメールで送信した(なお、この際も本件申合せ資料について、開示決定又は不開示決定はされていない。)(争いのない事実、甲4)
- ケ 松山地方裁判所は、令和2年12月23日、上記キの本件違法確認訴訟について、本件申合せ資料以外の部分は開示されており、本件申合せ資料については口頭で不開示とする決定の通知がされたことと認められることから訴えの利益が認められないものとして原告の訴えを却下した。(争いのない事実、甲4)
- コ 原告は、上記ケの却下判決について、高松高等裁判所に対し、控訴した(高松高等裁判所令和3年(行コ)第1号。以下「本件控訴審」という。)(争いのない事実、甲2)
- サ 松山地方裁判所は、令和3年6月24日、上記エの本件取消訴訟について、内倉議長が本件要望書を廃棄していることから本件要望書は「実施機関が保有しているもの」の要件を満たさず、公文書に該当しないものとして行われた本件要望書不開示処分は適法だとして、原告の請求を棄却した。(争いのない事実、甲1)
- シ 愛南町議会は、令和3年11月18日、原告に対し、本件申合せ資料について開示決定通知書を送付し、同通知書は同月19日に原告に到達した。(争いのない事実、甲2)
- ス 高松高等裁判所は、令和4年4月13日、愛南町議会が本件申合せ資料について口頭で不開示とする旨伝えただけでは不作為状態は解消されないものの、上記シのとおり、令和3年11月18日には書面で開示決定通知書を送付し、同通知書は同月19日に原告に到達したことにより不作為状態は解消されたとして、訴えを却下した原判決は結論において正当であるとして控訴を棄却した。(争いのない事実、甲2)

(3) 各種規程の存在

本件に関する愛南町情報公開条例(平成28年3月8日条例第2号による改正時点のもの)などの規定は、別紙規程のとおりである。(甲5、乙1、乙3~乙6)

第3 当裁判所の判断

1 争点1(本件要望書の廃棄等に関する違法性)について

(1) 認定事実

ア ……議員は、令和元年10月1日、愛南町議会の定例会において、当時の副町長であった〇〇(以下「〇〇副町長」という。)が、……議員が被告となった民事裁判の傍聴に来た旨発言した。(甲1)

イ 内倉議長は、愛南町議会が閉会中であった令和元年10月3日、議長室前の廊下において、〇〇副町長から、同月1日の愛南町議会の定例会における……議員の上記アの発言に対する対応が記載された本件要望書(封筒に入っていないA4サイズの1枚紙)を手渡された。本件要望書には、内倉議長に対し、……議員の愛南町議会における上記アの発言を愛南町議会で取り上げ、……議員に訂正と謝罪を求めるよう要望する旨が記載されており、作成者の記名はあるが、署名、押印、住所や日付の記載等はなかった。(甲1、原告本人・7~8頁)

ウ 内倉議長は、本件要望書を議長室で読み、本件要望書が正式な公文書としての様式ではなく、個人的な要求にすぎないと考えたことから、愛南町議会事務局に本件要望書を渡すことなく、自らの鞆に入れて自宅に持ち帰り、以降も自らの鞆に入れた状態で保管していた。(甲1)

エ内倉議長は、その後、……議員に対して、口頭で、本件要望書に記載されている〇〇副町長の要望を伝えた。(甲1)

オ 令和元年11月8日の議員全員協議会において、本件要望書が取り上げられ、内倉議長が〇〇副町長の要望を……議員に伝えたことなどについて論となった。内倉議長は、本件要望書について、愛南町議会において取り上げないこととした。(甲1)

カ 内倉議長は、上記ウのとおり、本件要望書を自らの鞆に入れて保管していたが、本件要望書が〇〇副町長の個人的な要求が記載された私信にすぎず、愛南町議会においても取り上げないことになったことなどから、令和元年12月末、本件要望書を廃棄した。(甲1)

キ 原告は、本件要望書記載の……議員が抱えていた民事訴訟には関与しておらず、内倉議長、〇〇副町長及び……議員との個人的な関係性等も有していなかった。(原告本人・8頁)

(2) 内倉議長が本件要望書を廃棄したことについて

原告は、内倉議長が本件要望書を廃棄したこと((1)カ)が、公文書の適正な保管等を行うべき義務に違反したものであり、国家賠償法上違法である旨主張している。

ア まず、被告における公文書の定義は、原則として、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を言う。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう(前提事実(3)・愛南町情報公開条例2条2項)。

本件要望書は、内倉議長が〇〇副町長から同文書を受領後、その内容や形式から

私信であると判断して愛南町議会事務局等に交付することなく内倉議長が個人的に保管しており、最終的には内倉議長自身が廃棄している(認定事美イ、ウ、カ)、こうした内倉最長のみが本件要望等を保管しており、愛南町議会事務局が何ら関与していなかった状況を踏まえると、本件要望書は「当驗実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当驗実施機関が保有しているもの」には該当しないから、本件要望書が廃棄された令和元年12月末時点(認定事実力)でも、本件要望書は公文書であるとは言えず、これを前提とする原告の請求には理由がない。

イ 原告は、愛南町文書事務取扱規程23条によれば、内倉議長は本件要望書を受領した時点で、同規程18条に基づき、文書管理システムに登録するなどの所定の手続を経るべきであったのに、そうした手続がなされることなく廃棄された点が違法であると主張する。

しかし、仮に内倉議長においてそのような手続を行うべき義務を負っていたとしても、内倉議長が本件要望書を廃棄した時点(認定事実力)では、原告は本件要望書等について特段の利害関係を有しておらず(認定事実キ)、また原告による同文書の開示請求もなされていなかった(前提事実(2)ア)ことを踏まえると、上記義務違反が、原告が主張する憲法12条の権利も含めて、原告の具体的な権利及び法律上保護されるべき利益を侵害したものとは言えない。

ウ 以上によれば、内倉議長が本件要望書を廃棄した点に関する原告の主張は採用できない。

(3) 被告が本件要望書を廃棄した事実を原告に伝えなかったことについて

原告は、内倉議長が本件要望書を廃棄したのち、原告が同文書の開示請求を行ったところ、被告は同文書が内倉議長によって廃棄されたことを原告に説明することなく不開示決定を行い(前提事実(2)ア、イ)、その後も本件取消訴訟の途中まで内倉議長による廃棄を説明しなかった点が、国家賠償法上違法である旨主張している。

しかし、愛南町情報公開条例では、文書の不開示決定に際して原告が主張するような具体的な理由を説明することを求めておらず(前提事実(3)・愛南町情報公開条例11条2項)、その他原告が主張するような事由を被告が原告に対して説明すべき義務があったことを基礎づけるような事情もうかがわれない。

以上によれば、被告が本件要望書の不開示に際して、内倉議長による同文書の廃棄を説明すべき義務があったとの原告の主張は採用できない。

(4) 小括

よって、本件要望書の廃棄に関する原告の主張はいずれも採用できないから、争点2について判断するまでもなく、上記原告の各主張を前提とする原告の請求には理由がない。

2 争点3(本件申合せ資料開示手続に関する違法性)について

(1) 国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背しで当該国民に損害を与えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負う旨を定めるものであり、情報公開請求を受けた地方公共団体が当該地方公共団体が定める条例が定めた期限内に開示決定等をしなかったからといって、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、当該地方公共団体が当該開示請求に係る開示決定等又はそのために必要な準備行為を行うにあたって、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と開示決定等を長期間遅延せしめ、その遅延が社会通念上一般人において受忍すべき限度を超えることにより開示請求権者の

人格的な利益を侵害する程度に至っていると認めうる事情がある場合に限り、国家賠償法上違法の評価を受けるものと解するのが相当である(最高裁平成3年4月26日第二小法廷判決・民集45巻4号653頁、最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁各参照)。

そして、上記のような事情があるか否かについては、当該地方公共団体が条例によって定めた期限から開示決定等の期間の長短だけではなく、遅延に至る地方公共団体側の事務処理上の事情、すなわち開示請求にかかる行政文書の多寡、開示請求に係る文書の検索の難易、開示・不開示の審査の難易、当該時期におけるほかに処理すべき開示請求事案の多寡のほか、当該地方公共団体の他の事務の繁忙、勤務日等の状況、開示請求者への連絡の有無等を考慮して、個別的に判断すべきものと解される。

- (2)ア 本件では、被告は、愛南町情報公開条例において、被告に対する公文書の開示請求について、開示請求にかかる公文書に不開示情報が記録されていない限り、開示請求者に対して当該公文書の開示をしなければならない(前提事実(3)・愛南町情報公開条例7条)。そして、開示請求にかかる公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定を、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない(前提事実(3)、同条例11条1項)。
- イ 愛南町議会は、原告から令和2年3月26日に本件申合せ資料を含めた職員協議会記録等の公文書開示請求を受けていたところ(前提事実(2)ウ)、同年4月7日、原告に対し、本件申合せ資料を開示対象外とする旨の記載がない公文書開示決定通知書を送付している(前提事実(2)オ)。しかし、愛南町議会事務局長は、同月9日、原告に対し、本件申合せ資料は公文書ではない旨の本件口頭説明を行ったのみで書面による不開示決定を行わなかった(前提事実(1)カ)。愛南町議会は、本件違法確認訴訟の訴訟提起や本件控訴審への控訴提起後である令和3年11月18日に、原告に対し、本件申合せ資料の開示決定通知書を送付している(前提事実(1)シ)。

以上の経緯を踏まえると、被告は、令和2年4月に、原告からの公文書開示請求に対して、本件申合せ資料を除外することなく開示決定を行っている以上、本件申合せ資料を不開示とする場合は、書面により不開示決定を行う義務があり、同義務は令和3年11月18日になされた本件申合せ資料の開示決定通知の原告への到達まで不作為の状態であったと認められる。この点、愛南町議会の事務局長は、本件申合せ資料を含め公文書の閲覧を行おうとした原告に対し、本件申合せ資料を不開示とする旨の本件口頭説明を行っており、その後の令和2年4月28日には、内倉議長から原告に対して、本件申合せ資料のPDFデータがメールで送付されている(前提事実(2)カ、ク)ものの、上記(1)のとおり公文書の開示又は非開示は書面によって通知しなければならないから、口頭での不開示の説明やメールによるデータの送信によって不開示決定がなされたとみることはできず、上記不作為が継続していたとみるほかない。

- (3)ア 被告においては、原則として、公文書の開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定又は不開示決定を行わなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には15日以内の延長を行うことができ(前提事実(3)・愛南町情報公開条例12条1項、2項)、また開示請求にかかる公文書が著しく大量であり、開示請求があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求にかかる公文書のうち相当の部分について条例が規定する期間中に開示決定をし、残りの

公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる(同条例 13 条)が、本件では、原告が本件申合せ資料を含めた公文書開示請求を行った令和 2 年 3 月 26 日(前提事実(2)ウ)から、本件申合せ資料の正式な開示決定通知が原告に到達した令和 3 年 11 月 19 日(前提事実(2)シ)まで、603 日間を要している。また、原告による本件申合せ資料を含めた公文書開示請求に対して、上記アの延長等の手続がとられたような事情はうかがわれない。

イ 上記(2)及び(3)アの不作為状況が、上記(1)に鑑みて国家賠償法 1 条 1 項の違法と評価できるか検討する。

まず上記(3)アのとおり、被告においては公文書の開示請求に関して標準処理期間として開示請求から 15 日以内にその判断を示す必要があり、それができない場合には延長を行うことができるが、本件ではそのような延長等がなされた事情はうかがわれない。

また上記(2)イのとおり愛南町議会は令和 2 年 4 月 7 日頃、公文書開示請求に対する公文書開示決定通知書を送付し、その後愛南町議会事務局長が、令和 2 年 4 月 9 日の時点で、口頭で本件申合せ資料を不開示とする旨を原告に述べたものの、同月 28 日には内倉議長が本件申合せ資料を事実上原告にデータで送信している。これらの状況からすれば、愛南町議会において、本件申合せ資料を含めて原告が行った公文書開示請求に対して開示又は不開示の決定を行うことは容易であったと言わざるを得ない。

そうすると、遅くとも令和 2 年 4 月 28 日の時点で、内倉議長が原告に本件申合せ資料をデータで送付している以上、この時点で愛南町議会が開示又は不開示決定を行うことは何ら妨げるものはなかったものであり、この時点で開示又は不開示決定を行うべき職務上通常尽くすべき注意義務があったといえる。にもかかわらず、愛南町議会は漫然とこれを怠り、令和 3 年 11 月 19 日の開示決定通知書が原告に到達するまで開示又は不開示決定を行わなかった。原告が行った公文書開示請求が令和 2 年 3 月 26 日であることからすれば、その遅延は社会通念上一般人において受忍すべき限度を超えたものと言わざるを得ない。

そのため、愛南町議会は、本件申合せ資料についての開示決定又は不開示決定を行うべき職務上の注意義務があったのに、これを怠り、不作為の違法状態を作出したといえるから、被告は国家賠償法 1 条 1 項の責任を負う。

(4)ア 原告は、上記不作為により、憲法 12 条に基づく原告による本件申合せ資料の公文書開示請求や本件訴訟等の憲法保持活動が妨害されたと主張して、子の権利侵害に対する違法性を主張しているが、憲法 12 条は、国民の自由及び権利について、「国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」と規定するのみで、具体的な努力の内容や保持されている状況を規定しているものではないから、憲法 12 条から直接原告の具体的な法的権利を認めることはできない。

イ しかし、原告は、令和 2 年 4 月に公文書開示決定がなされたにもかかわらず、本件申合せ資料に関して、令和 3 年 11 月 19 日まで書面による開示又は不開示決定を受けることができなかった。

本件申合せ資料は、あくまで被告の融会に属する議員間の申し合わせ事項であり、その内容も原告を含めた住民に直接影響する内容ではない(原告本人・8~9 頁)が、公文書開示は住民が地方公共団体である被告の活動内容等を確認、検討するうえで重要な手掛かりとなる手続であること、愛南町情報公開条例でも、「この条例は、愛南町の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにする」(前提事実(3)、愛南

町情報公開条例 1 条)と規定されていることに鑑みれば、原告には、本件申合せ資料の公文書開示請求に対して、同条例に基づいて適切に開示を受けることができる権利が具体的に存在していたといえるから、上記不作為は、この原告の権利を侵害したものと評価できる。

(5)ア 以上によれば、被告の不作為は国家賠償法上違法というべきであるから、被告は損害賠償義務を負う。

イ これに対して、被告は、本件申合せ資料の開示に関して愛南町情報公開条例が定める手続に違反していた部分はあったものの、行政訴訟である本件違法確認訴訟を提起してその中で不開示決定が改められて開示を受けることができていることからすれば、手続上の瑕疵は治癒されており、原告自身に具体的な不利益は生じていないから、違法性を欠く旨主張している。

確かに、本件申合せ資料自体は愛南町議会の議員間の申合せ内容であり、その内容も議員間の内部規律にすぎず、原告を含めた住民の権利義務に直接影響を与える記載もないことがうかがわれる(原告本人・8～9 頁)。しかし、上記(1)ないし(4)のとおり、被告においては、愛南町情報公開条例によって公文書の開示手続が具体的に規定されており、被告はこれに基づいて処理すべき職務上の注意義務がある以上、文書の内容等に関わらず、同義務に違反した場合は、国家賠償法上の違法と評価されるべきである。そして、公文書の開示において、職務上の注意義務に違反して不作為が継続した場合、後に当該公文書が開示されたときは、単に不作為状態が解消されたにすぎず、本件のように本来処理すべき期間を大幅に超えている場合は、

そのため、被告の主張は採用できない。

3 争点 4(本件申合せ資料開示手続に関する原告の損害)について

上記 2 のとおり、原告は、令和 2 年 4 月に公文書開示決定がなされたにもかかわらず、本件申合せ資料に関して、令和 3 年 11 月 19 日まで書面による開示又は不開示決定を受けることができなかつた。本件申合せ資料の内容自体は原告に直接影響するものではないが、原告の公益的観点からの開示請求である点も上記 2(4)のとおり原告の具体的な権利を侵害したものと、慰謝料算定の上で考慮するべきである。

そのうえで、原告には、本件申合せ資料の開示のために本件違法確認訴訟及び本件控訴審において訴訟活動を行うといった負担が生じていること(甲 1、甲 2、原告本人・6～7 頁)、一方で、本件申合せ資料の内容そのものは令和 2 年 4 月 28 日の時点で原告も把握することができていたこと(前提事実(2)ク)を併せて考慮すると、原告の精神的苦痛を慰謝するに足りる金額としては、5 万円をもって相当とする。

第 4 結論

よって、被告は、原告に対して、本件申合せ資料の開示に関して 5 万円を賠償すべきであるから、その限度で原告の請求は理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

松山地方裁判所宇和島支部

1 愛南町情報公開条例(平成 28 年 3 月 8 日条例第 2 号による改正時点のもの)

第 1 条 この条例は、愛南町の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を言う。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 町の刊行物、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 町立の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

第6条 前条の規定による公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(省略)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなければならない。

(省略)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、又は開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第12条 前条の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。第2項前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(以下省略)

2 愛南町議会事務局処務規程

第 1 条 この訓令は、愛南町議会事務局設置条例(平成 16 年愛南町条例第 219 号)第 4 条の規定に基づき、愛南町議会事務局(以下「事務局」という。)の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 5 条 (省略)

2 文書の收受、発送及び編さん並びに保存文書の取扱いについては、愛南町文書事務取扱規程(平成 18 年愛南町訓令第 14 号)及び愛南町文書整理保存規定(平成 16 年愛南町訓令第 6 号)の例による。

3 愛南町文書事務取扱規程

第 18 条 事務担当者は、配付文書を受けたときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める処理をした上、当該文書の事案に係る処理をするものとする。

(1) 普通文書文書管理システムに登録の上(簡易な文書を除く。)、文書の上欄余白に決裁欄を設け、決裁を受けること。

(省略)

第 23 条 事務担当者は、当該課に直接到着した文書又は職員が会議等で直接受領した文書等を受け取ったときは、文書主管課の手続を経ることなく第 18 条の規定による処理を行うことができる。

以上